井原市スポーツ推進計画策定委員会委員名簿

	役 職 名	氏　　名	備　　考
1	委 員 長	山　木　誠　一	井原市体育協会副会長
2	副委員長	志多木　勝　俊	井原市体育協会理事長
3	委　　員	大　山　康　子	井原市社会教育委員会副委員長
4	委　　員	高　島　　訓	井原市スポーツ推進委員協議会会長
5	委　　員	尾　関　勝　子	井原市スポーツ推進委員協議会委員
6	委　　員	三　宅　久美子	岡山県中学校体育連盟井原支部長
7	委　　員	西　江　利　文	岡山県小学校体育連盟井原支部長
8	委　　員	吉　岡　正　登	井原市連合少年団協議会運営委員長
9	委　　員	藤　井　美　紀	井原市女性協議会会長
10	委　　員	藤　原　清　和	井原市老人クラブ連合会会長
11	委　　員	宗　髙　平　八	井原市公民館協議会会長
12	委　　員	岡　田　あゆみ	一般公募委員
13	委　　員	長　田　千　順	一般公募委員

井原市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　井原市のスポーツ行政について、将来を見通した目標及び基本方針並びにその間に取り組むべき具体的な施策について示す井原市スポーツ推進計画（以下「スポーツ推進計画」という。）を策定するため、井原市スポーツ推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)　スポーツ推進計画の策定に関すること。

(2)　スポーツ推進計画策定に係る諸調査に関すること。

(3)　スポーツ推進に関する重要事項に係る調査、審議及び提言に関すること。

（組織）

第３条　策定委員会は、委員１５人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1)　各種団体代表者

(2)　公募により選考委員会の選考を経た者

(3)　その他教育委員会が適当と認める者

（委員長及び副委員長）

第４条　策定委員会に委員長及び副委員長各１人を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、策定委員会の会務を総理し、策定委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　策定委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

（庶務）

第６条　策定委員会の庶務は、教育委員会スポーツ課において処理する。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、策定委員会において別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、告示の日から施行する。

（失効）

２　この要綱は、平成３０年３月３１日限り、その効力を失う。

（会議の特例）

３　第５条の規定にかかわらず、最初に開かれる会議は、教育長が招集する。

スポーツ基本法抜粋（平成 23 年法律第 78 号）

スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）の全部を改正する。

目次

前文
第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　スポーツ基本計画等（第九条・第十条）
第三章　基本的施策
　第一節　スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第十一条―第二十条）
　第二節　多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第二十一条―第二十四条）
　第三節　競技水準の向上等（第二十五条―第二十九条）
第四章　スポーツの推進に係る体制の整備（第三十条―第三十二条）
第五章　国の補助等（第三十三条―第三十五条）
附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が育まれ、そのスポ

ーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条　スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

２　スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

３　スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

４　スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

５　スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

６　スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）

の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

７　スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

８　スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

（国の責務）

第三条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（スポーツ団体の努力）

第五条　スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

２　スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

３　スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

（国民の参加及び支援の促進）

第六条　国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第七条　国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第八条　政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章　スポーツ基本計画等

（スポーツ基本計画）

第九条　文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

２　文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

３　文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

（地方スポーツ推進計画）

第十条　都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

２　特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章　基本的施策

第一節　スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

（指導者等の養成等）

第十一条　国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会（以下「研究集会等」という。）の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツ施設の整備等）

第十二条　国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

２　前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

（学校施設の利用）

第十三条　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。）が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

２　国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（学校における体育の充実）

第十七条　国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励）

第二十四条　国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第四章　スポーツの推進に係る体制の整備

（スポーツ推進委員）

第三十二条　市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあっては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

２　スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

３　スポーツ推進委員は、非常勤とする。

岡山県スポーツ推進条例（平成24年岡山県条例33号）

岡山県スポーツ推進条例をここに公布する。

（目的）

第一条　この条例は、スポーツが心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神のかん養等のために重要であるとともに、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であることに鑑み、スポーツの推進に関し、基本理念を定め、並びに県、市町村及びスポーツ団体の責務又は役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって県民の心身ともに健康な生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において「スポーツ団体」とは、スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。

2　この条例において「スポーツ活動」とは、スポーツを行い、指導し、観戦し、又はスポーツの競技会その他の催しの運営に携わる活動をいう。

（基本理念）

第三条　スポーツの推進は、全ての県民がスポーツの持つ意義について理解を深め、その関心、適性及び健康状態に応じ、生涯にわたり身近にスポーツに親しむことができるよう行われなければならない。

2　スポーツの推進は、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう行われなければならない。

3　スポーツの推進は、青少年（満十八歳に満たない者をいう。第十二条において同じ。）の体力の向上を図るとともに、公正さ、規律を尊ぶ態度、克己心等を培い、豊かな人間性が育まれるよう行われなければならない。

4　スポーツの推進は、障害のある人が積極的にスポーツ活動に参加することができるよう、その障害の種類及び程度に応じ、必要な配慮をしつつ行われなければならない。

5　スポーツの推進は、県内に活動の拠点を置き、現に居住し、若しくは居住していたスポーツ選手又は県内に活動の拠点を置くスポーツチーム（以下「県のスポーツ選手等」という。）が国際的又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、競技水準の向上に資する施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に行われなければならない。

6　スポーツの推進は、世代間及び地域間の交流の基盤が形成され、かつ、その交流が促進されるよう行われなければならない。

7　スポーツの推進は、スポーツが県民に夢、勇気及び感動を与えることに鑑み、県のスポーツ選手等の活動を応援する社会的気運を高め、県民の一体感及び活力が醸成されるよう行われなければならない。

（県の責務）

第四条　県は、前条に規定する基本理念（次条及び第六条において「基本理念」という。）にのっとり、スポーツの推進に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

2　県は、前項の施策の実施に当たっては、市町村、スポーツ団体、大学その他の関係者との連携に努めるとともに、関係者相互の連携によるスポーツの推進に関する取組の促進に努めるものとする。

（市町村の役割）

第五条　市町村は、基本理念にのっとり、地域の特性に応じ、スポーツの推進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

（スポーツ団体の役割）

第六条　スポーツ団体は、基本理念にのっとり、スポーツの推進に関する施策に理解を深め、県、市町村、他のスポーツ団体その他の関係者との協働に努めるものとする。

（推進計画の策定）

第七条　知事は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、スポーツの推進に関する計画（以下この条において「推進計画」という。）を策定するものとする。

2　知事は、推進計画を策定するに当たっては、岡山県スポーツ推進審議会（岡山県スポーツ推進審議会条例（昭和三十七年岡山県条例第三十一号）に基づく岡山県スポーツ推進審議会をいう。）の意見を聴かなければならない。

3　知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4　前二項の規定は、推進計画の変更について準用する。

（県民のスポーツ活動への参加の促進）

第八条　県は、スポーツの持つ意義についての県民の理解を深め、その関心、適性及び健康状態に応じたスポーツ活動への自主的な参加を促進するよう努めるものとする。

（生涯にわたるスポーツ活動の推進）

第九条　県は、全ての県民が生涯にわたって、体力、年齢、技術、目的等に応じて、身近にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ活動に参加する機会の提供、地域スポーツクラブ（地域の住民が主体的に運営するスポーツ団体であって、体力、年齢、技術、目的等に配慮しつつ、地域の住民に対しスポーツ活動に参加する機会を提供するものをいう。）

及び地域におけるスポーツ活動を担う人材の育成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（スポーツ施設の整備等）

第十条　県は、県民のスポーツ活動の場の充実を図るため、県が設置するスポーツ施設（当該施設の設備を含む。次項において同じ。）の整備及び機能の維持増進に努めなければならない。

2　県は、県が設置する学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。第十三条において同じ。）及びスポーツ施設を県民がスポーツ活動の場として有効に活用することができるよう配慮するものとする。

（心身の健康の保持増進のためのスポーツ活動の推進）

第十一条　県は、県民の心身の健康の保持増進のためのスポーツ活動を推進するため、当該スポーツ活動に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（青少年のスポーツ活動への参加の機会の提供）

第十二条　県は、青少年の心身の健全な発達及び体力の向上を図るため、青少年がスポーツ活動に参加する機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（学校における体育の充実）

第十三条　県は、学校における体育の充実を図るため、教員の体育に関する資質の向上を図るとともに、地域におけるスポーツ活動を担う人材の活用、環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（障害のある人のスポーツ活動の推進）

第十四条　県は、障害のある人が積極的にスポーツ活動に参加することができるよう、その障害の種類及び程度に応じたスポーツ活動への参加の機会の提供、障害のある人のスポーツ活動に携わる人材及び団体の育成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（競技水準の向上等）

第十五条　県は、競技水準の向上を図るため、県のスポーツ選手等又はその指導者のスポーツの競技会への派遣、研修会又は講習会の開催等による県のスポーツ選手等、その指導者及びスポーツ団体の計画的な育成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2　県は、スポーツ選手が、スポーツの競技会においてその能力を最大限に発揮することができるよう、スポーツに伴う事故の防止等に関する啓発及び知識の普及並びにスポーツ医科学の活用の促進に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3　県は、スポーツ選手及びその指導者が、その能力を幅広く地域社会に生かすことができるよう、地域社会の各分野において活躍することができる知識及び技能の習得に対する支援

並びに環境の整備に努めるものとする。

（スポーツを通じた地域の活性化等）

第十六条　県は、スポーツを通じた地域の活性化及び一体感の醸成並びに県の情報の発信を図るため、県のスポーツ選手等と県民の交流又は地域スポーツクラブ相互の交流の促進、スポーツの大会の開催又はスポーツの合宿の誘致その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（顕彰）

第十七条　県は、スポーツの競技会において特に優秀な成績を収めた者その他スポーツの推進に特に功績があったと認められるものの顕彰を行うものとする。

（財政上の措置）

第十八条　県は、スポーツの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

まちづくりに関する市民意識調査（抜粋）

Ⅰ　調査の概要及び回答者の属性

１　調査の概要

（１）調査の目的

本調査は、平成 30 年度からの行政施策や市民生活及び地域活動の指針となる「井原市第７次総合計画」を策定する上での基礎資料とするために行うものです。

（２）調査の実施方法

区　分	市民アンケート調査	中高生アンケート調査
1. 調査対象者と抽出方法	市内に居住する 16 歳以上の市民の中から 3,000 人を無作為に抽出	市内の中学校に通う全生徒
2. 調査方法	郵送配布・郵送回収	中学校の各学校にて記入
3. 調査期間	平成 28 年 9 月 9 日～9 月 23 日	平成 28 年 9 月
4. 回収状況	発送数　3,000 回収数　1,313 回収率　43.8%	配布数　1,083 回収数　1,046 回収率　96.6%

（３）調査結果の処理

○回答比率は、百分比のポイント以下２位を四捨五入していますので、合計は必ずしも 100%にならないことがあります。
○２つ以上の回答を求めた（複数回答）質問の場合、その回答比率の合計は原則として 100%を超えます。
○図に表示された「ｎ」は、回答者数を示しています。

２　回答者の属性

（１）市民アンケート調査（問１～問３）

有効回答のあった 1,313 人の属性は、以下のとおりです。

■　性　別　■

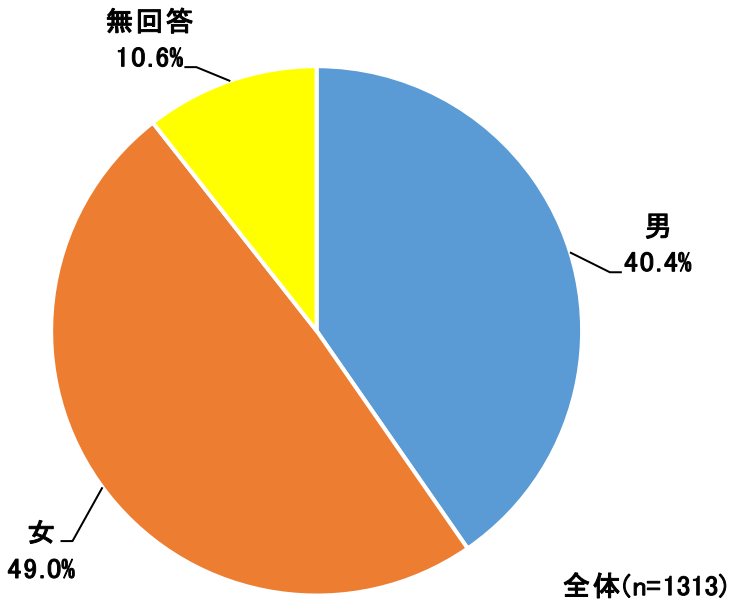

■　年　齢　■

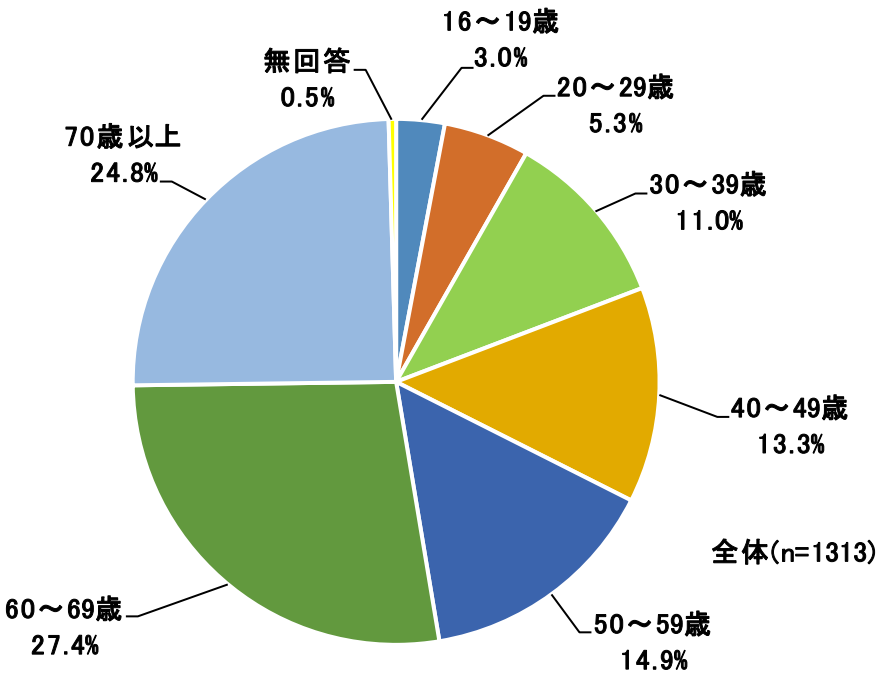

（２）中学生アンケート調査（問１）

有効回答のあった 1,046 人の属性は、以下のとおりです。

■ 性 別 ■

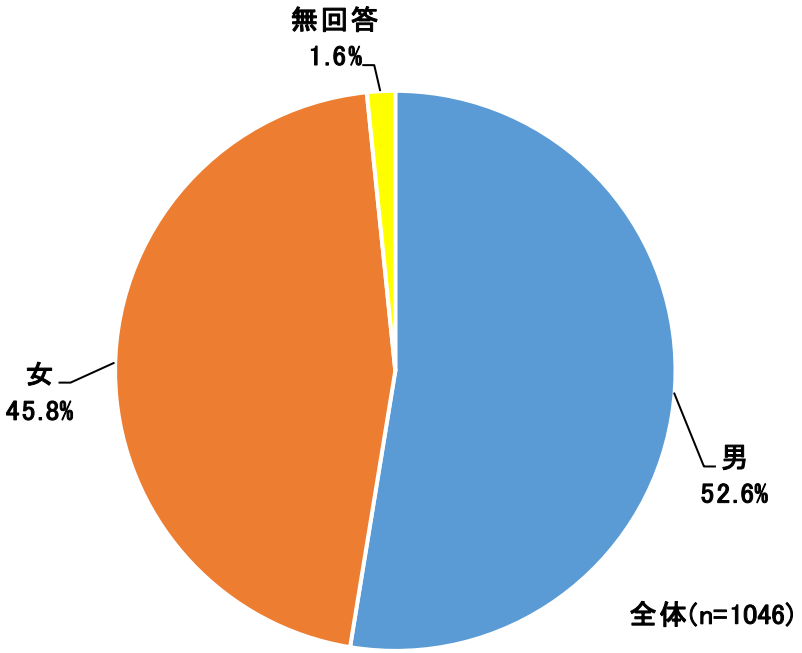

■ 学 年 ■

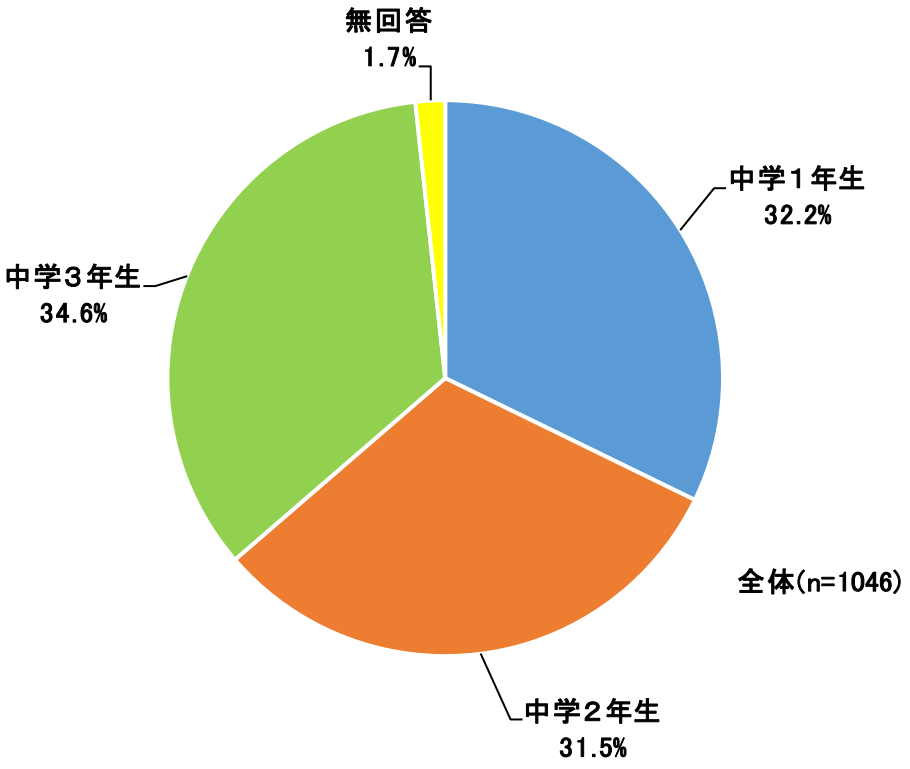

Ⅱ　市民アンケート調査結果

４　井原市第６次総合計画に掲げる基本施策４９項目の満足度・関心度（問７）

（２）満足度と関心度からみる基本施策評価

満足度と関心度の回答結果に前述のとおり、平均スコアを算出して次の基準で全項目を４つのグループに分類します。

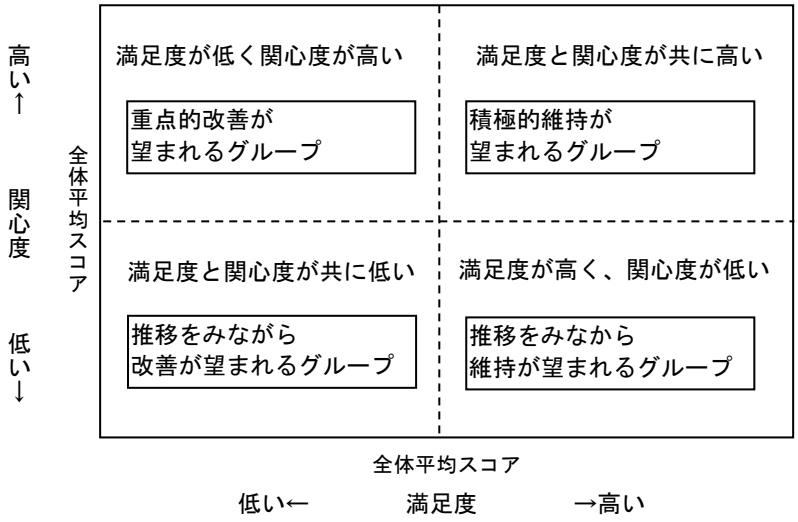

推移をみながら維持が望まれるグループ

満足度が高いものの、関心度が低いもので、推移をみながら維持が望まれるものと言えます。これに該当するのは次の 13 項目です。

- ●生涯学習推進体制の充実
- ●情報公開の推進と広報活動の充実
- ●情報通信基盤の整備
- ●文化財の保存・活用
- ●情報通信基盤の有効活用
- ●地域に根ざした公民館活動の充実
- ●交流機能の整備によるにぎわいづくり
- ●スポーツ活動の充実
- ●市民主体の環境保全活動の推進
- ●芸術・文化の振興
- ●地域コミュニティ活動の充実
- ●人権尊重・男女共同参画社会の実現
- ●国際交流・地域間交流の推進

（３）分野別満足度・関心度

①　教育・文化

当分野の基本施策９項目との満足度と関心度は、以下のようになっています。

《　満足度と関心度の平均スコアと順位　》

	満足度		関心度	
	平均スコア	順位	平均スコア	順位
心と体を育てる教育の充実	3.120	32	4.463	2
基礎学力を向上させ可能性を伸ばす教育の充実	3.088	36	4.424	3
時代に対応した教育施設・機能の整備・充実	3.146	27	4.210	13
子どもを取り巻く学校・家庭・地域の連携	3.263	13	4.290	7
生涯学習推進体制の充実	3.196	21	3.930	30
地域に根ざした公民館活動の充実	3.283	10	3.750	39
スポーツ活動の充実	3.302	8	3.717	41
芸術・文化の振興	3.211	19	3.673	43
文化財の保存・活用	3.281	11	3.786	36

※色つきは全体平均を上回るもの

また、施策の方向性により項目を分類すると以下のようになります。

【推移をみながら維持が望まれるグループ】

- 生涯学習推進体制の充実
- 地域に根ざした公民館活動の充実
- スポーツ活動の充実
- 芸術・文化の振興
- 文化財の保存・活用

将来の井原市のまちづくりについて

16　生涯学習・文化・スポーツのあり方（問 20）

生涯学習・文化・スポーツ振興に関して力を入れる必要があることとしては、「施設整備の充実」（39.4%）をトップに、「生涯を通じた学習機会の提供」（34.8%）、「体力づくり・スポーツ機会の提供」（32.1%）、「優れた芸術・文化・スポーツの招致」（30.7%）、「指導者及び教職員の研修・研究活動の充実」（25.2%）、「イベントの開催」（24.6%）となっています。

Ⅲ　中学生アンケート調査結果

井原市の現状について

２　井原市の好きなところ（問３）

井原市の好きなところとしては、「自然環境に恵まれている」が 52.9%と圧倒的に多くなっています。次いで「落ち着きや安らぎがある」（39.8%）、「人があたたかい」（28.9%）、「歴史と伝統がある」（22.7%）となっています。

３　井原市の嫌いなところ（問４）

井原市の嫌いなところとしては、「遊び場や集える場所が少ない」が 41.9%と最も多くなっています。次いで「将来、まちが発展しそうにない」（28.8%）、「買い物などの日常生活が不便である」（23.1%）、「鉄道やバスなどの便が悪い」（20.8%）となっています。

井原市に期待する地域像について

４　井原市に期待する地域像（問５）

井原市の将来像としては、「通勤、買い物、通院などが便利で、生活するのに便利である」（33.8%）が最も多く、次いで「災害や交通事故、犯罪などが少なく安全である」（33.6%）、「空気や水がきれいで、自然が豊かである」（31.2%）、「子どもがすこやかに生まれ育つことができる」（26.5%）となっています。

あなたの将来について

６　居住意向について（問７、問７－１）

（３）井原に住みたくない理由

井原市に住みたくない理由としては、「買い物や外食したりするのが不便だから」が 59.3%と半数を超えています。次いで「都会での生活に興味があるから」（45.0%）、「行きたい学校や会社がないから」（33.6%）、「スポーツをしたり、遊ぶ場所が少ないから」（26.4%）、「学校や会社に行くのに交通の便が悪いから」（25.7%）となっています。

生涯学習に関するアンケート結果（抜粋）

生涯学習に関する市民の意識や考え方、学習活動等への参加やニーズ等についての状況を把握するため、平成 29 年 6 月 20 日～7 月 13 日までを調査期間として、無作為抽出による 16 歳以上の市民 1,000 人を対象に「井原市生涯学習アンケート」（無記名による自記式）を実施しました。

有効回収率は 33.4%（334 人）でした。

アンケート対象者の分布

（１）性別

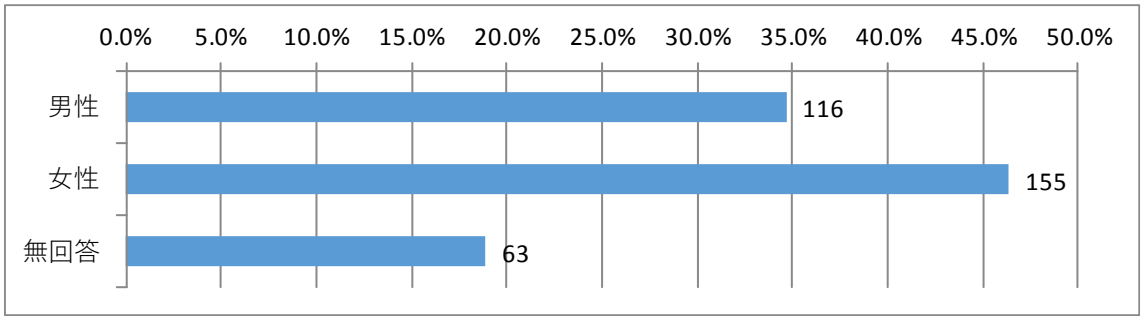

（２）年代

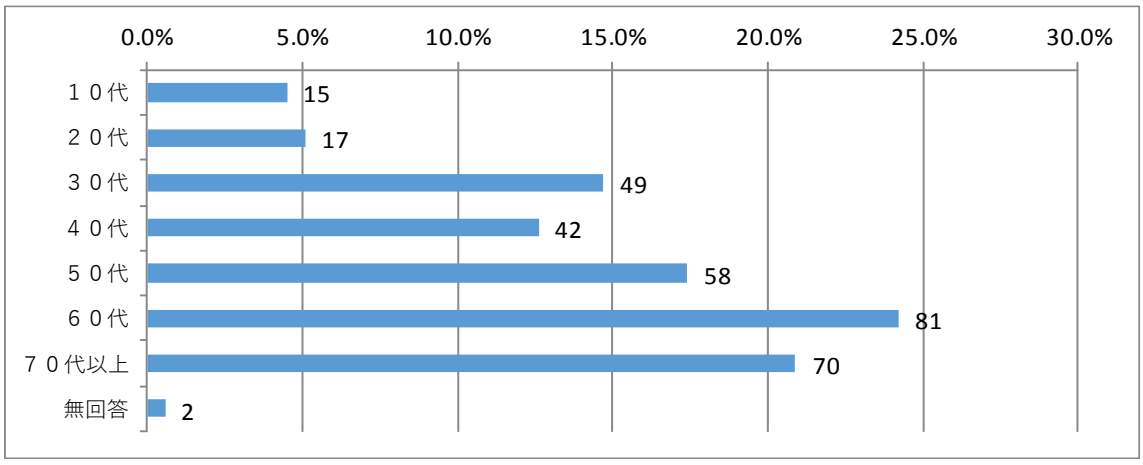

生涯学習の現状等

問１　あなたは、この１年間くらいの間に「生涯学習」をしたことがありますか。

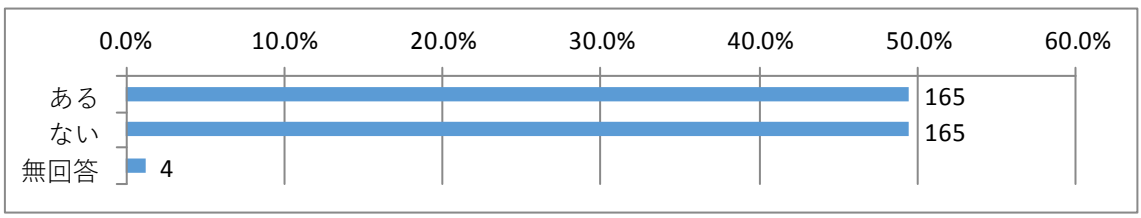

【問１で「ある」と答えた方に】

問３　生涯学習をした主なものお答えください。（3 つ以内）

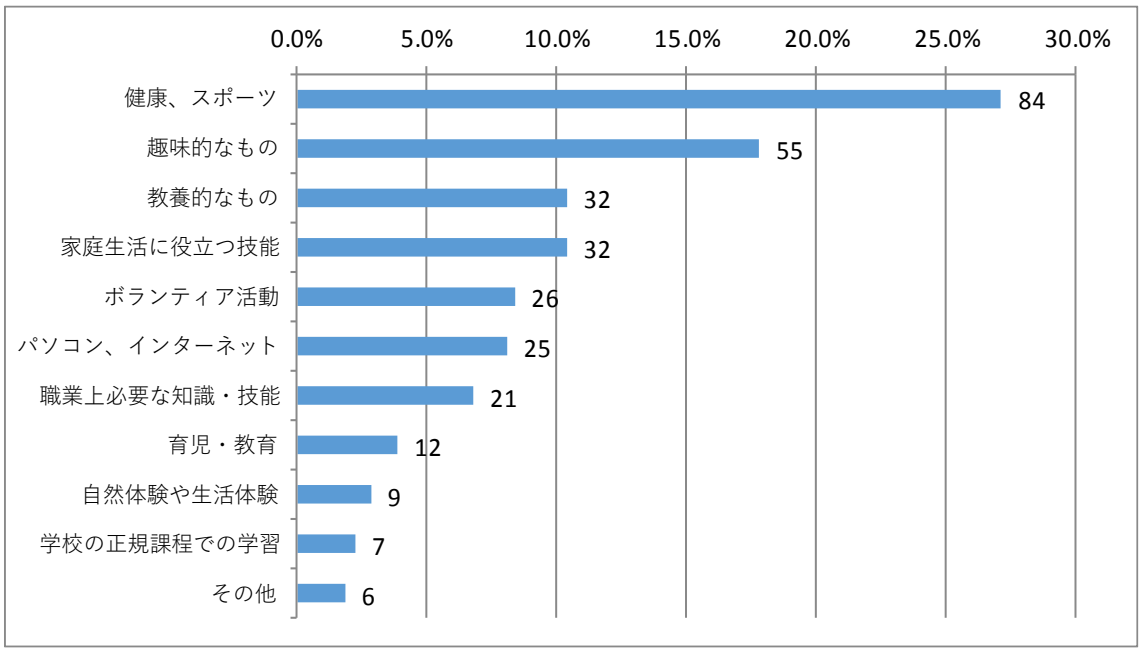

【問１で「ある」と答えた方に】

問５　あなたは、「生涯学習」に関する情報をどのように得ていますか。（3 つ以内）

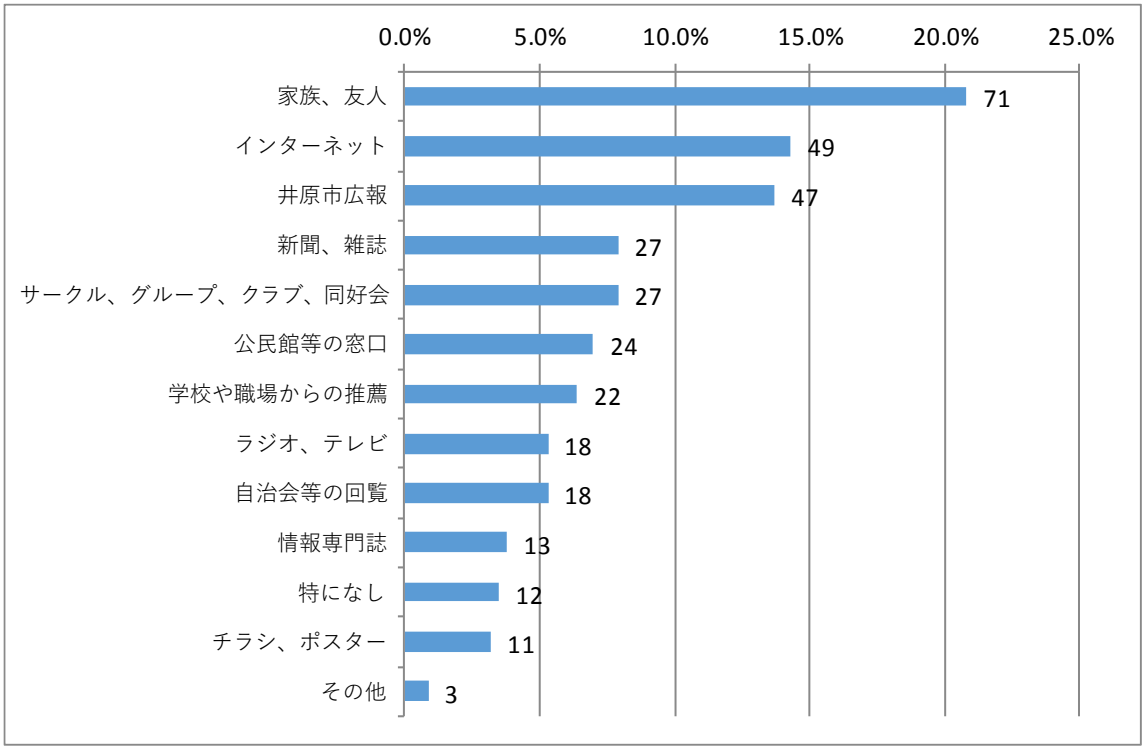

【問１で「ない」と答えた方に】

問８　どのような理由が、生涯学習のさまたげになっていますか。（3 つ以内）

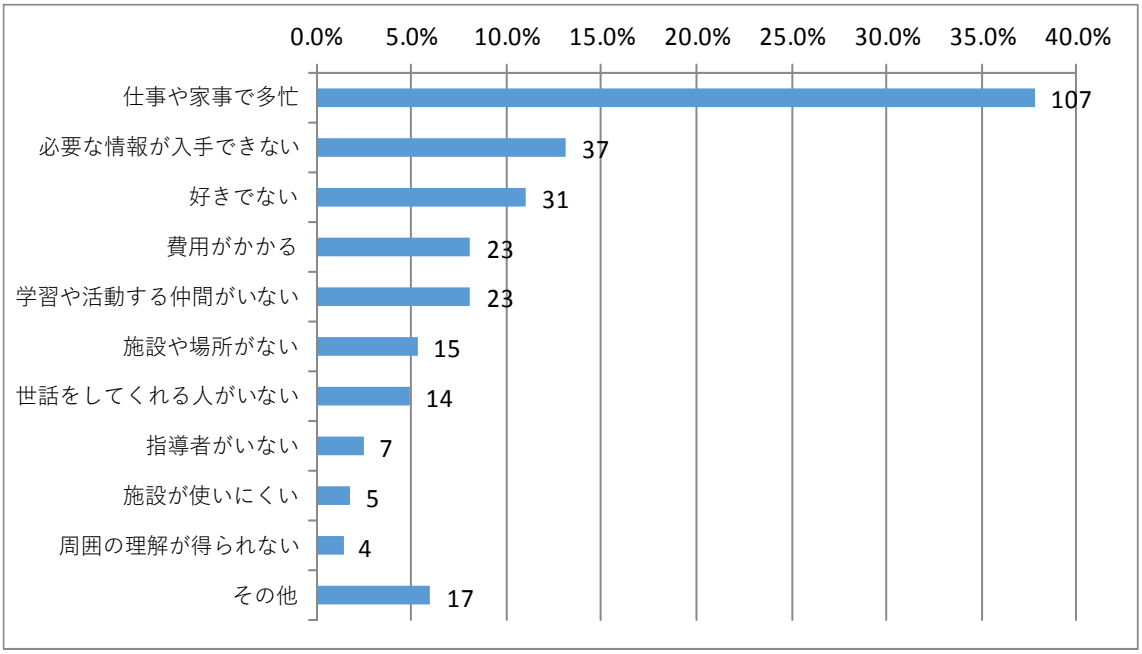

生涯学習に対する今後の意向

【全員の方に】

問９　あなたは、今後、「生涯学習」をしてみたいと思いますか。

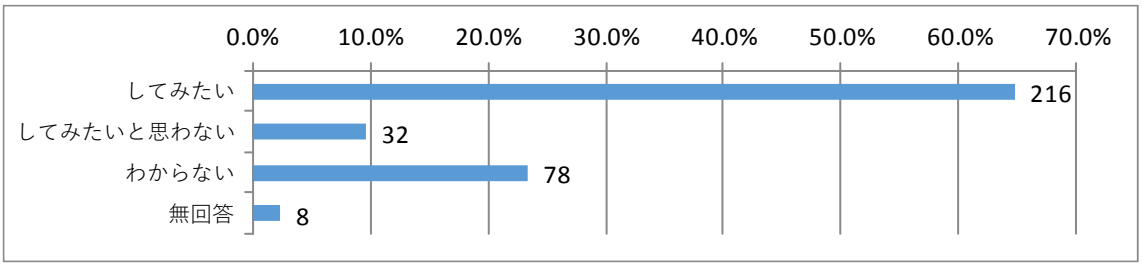

【問９で「してみたいと思う」と答えた方に】

問１０　あなたが、「生涯学習」をしてみたいと思う理由はどのようなことでしょうか。

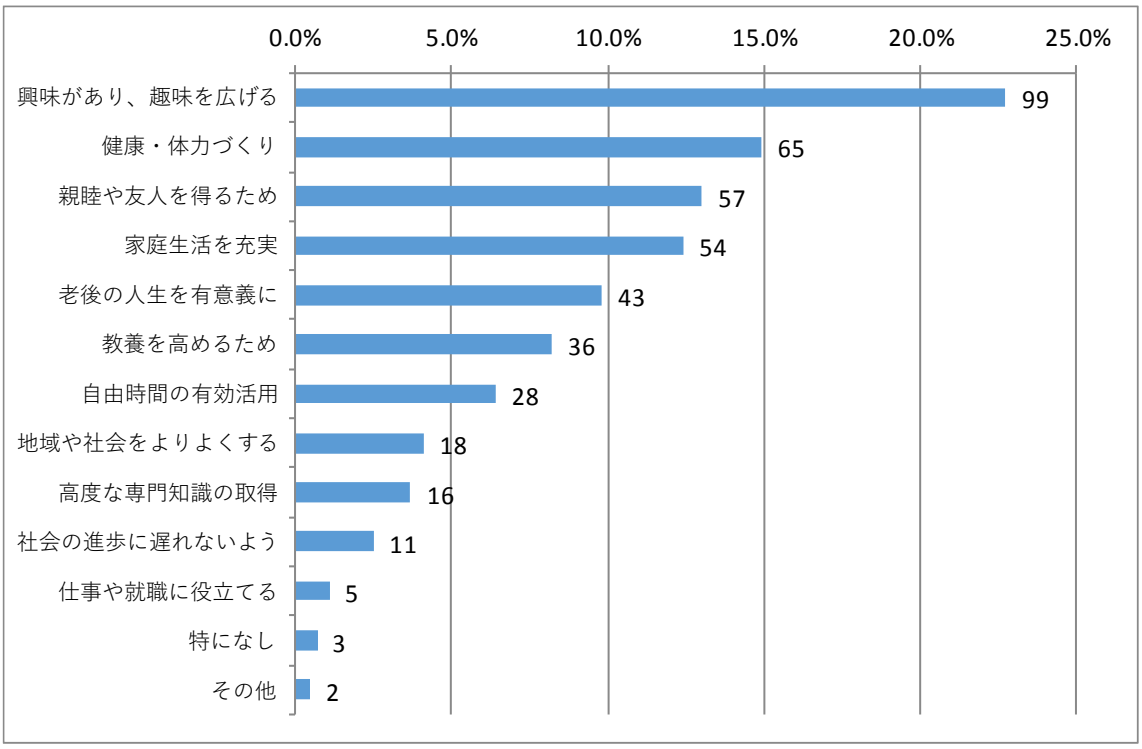

【問９で「してみたいと思う」と答えた方に】

問１１　あなたは、どのような「生涯学習」をしてみたいと思いますか。（3 つ以内）

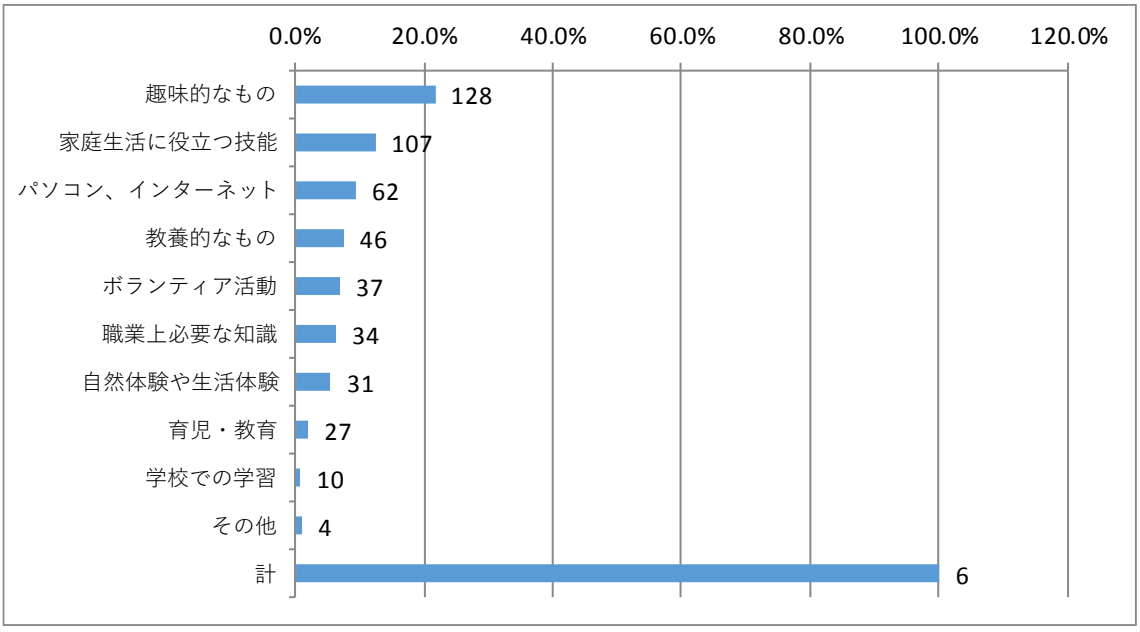

【問９で「してみたいと思う」と答えた方に】

問１２　あなたは、どのような「生涯学習」の機会が増えればよいと思いますか。（３つ以内）

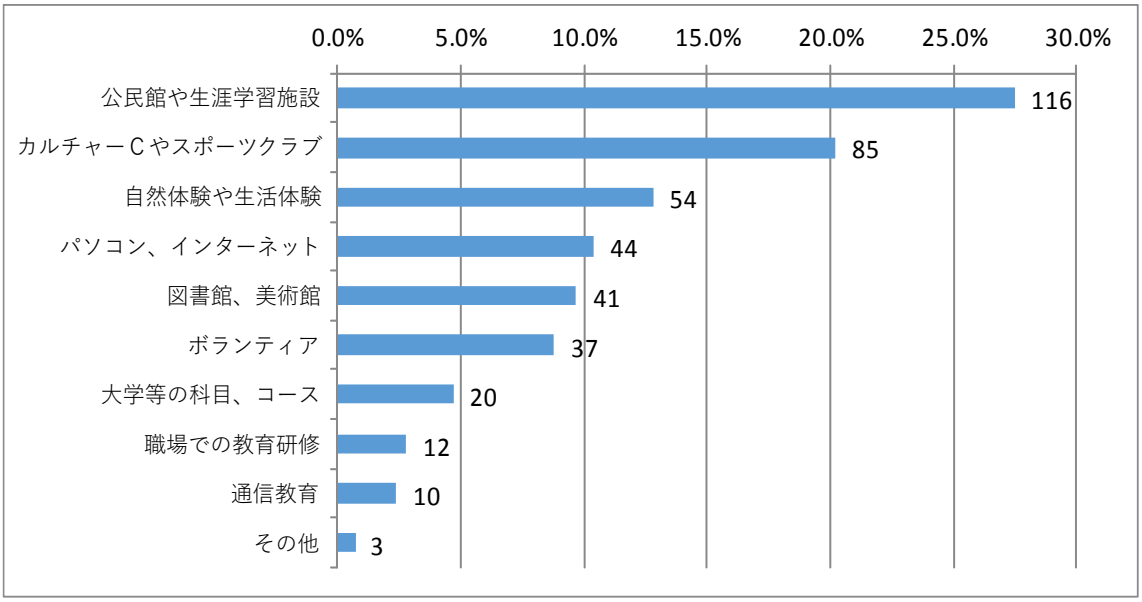

生涯学習の振興方策

【全員の方に】

問１７　今後、人々の「生涯学習」をもっと盛んにしていくために、井原市ではどのようなことに力を入れるべきだと思いますか。（３つ以内）

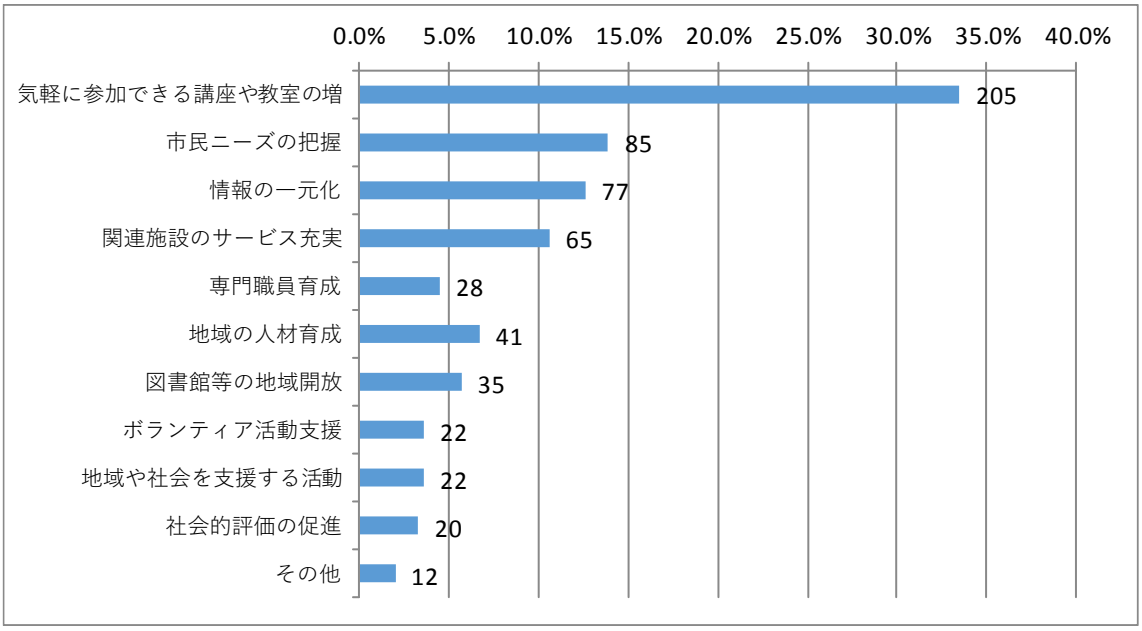

生涯学習施設等について

【全員の方に】

問１８　よく利用している生涯学習施設等の施設名と主な理由をお答えください。

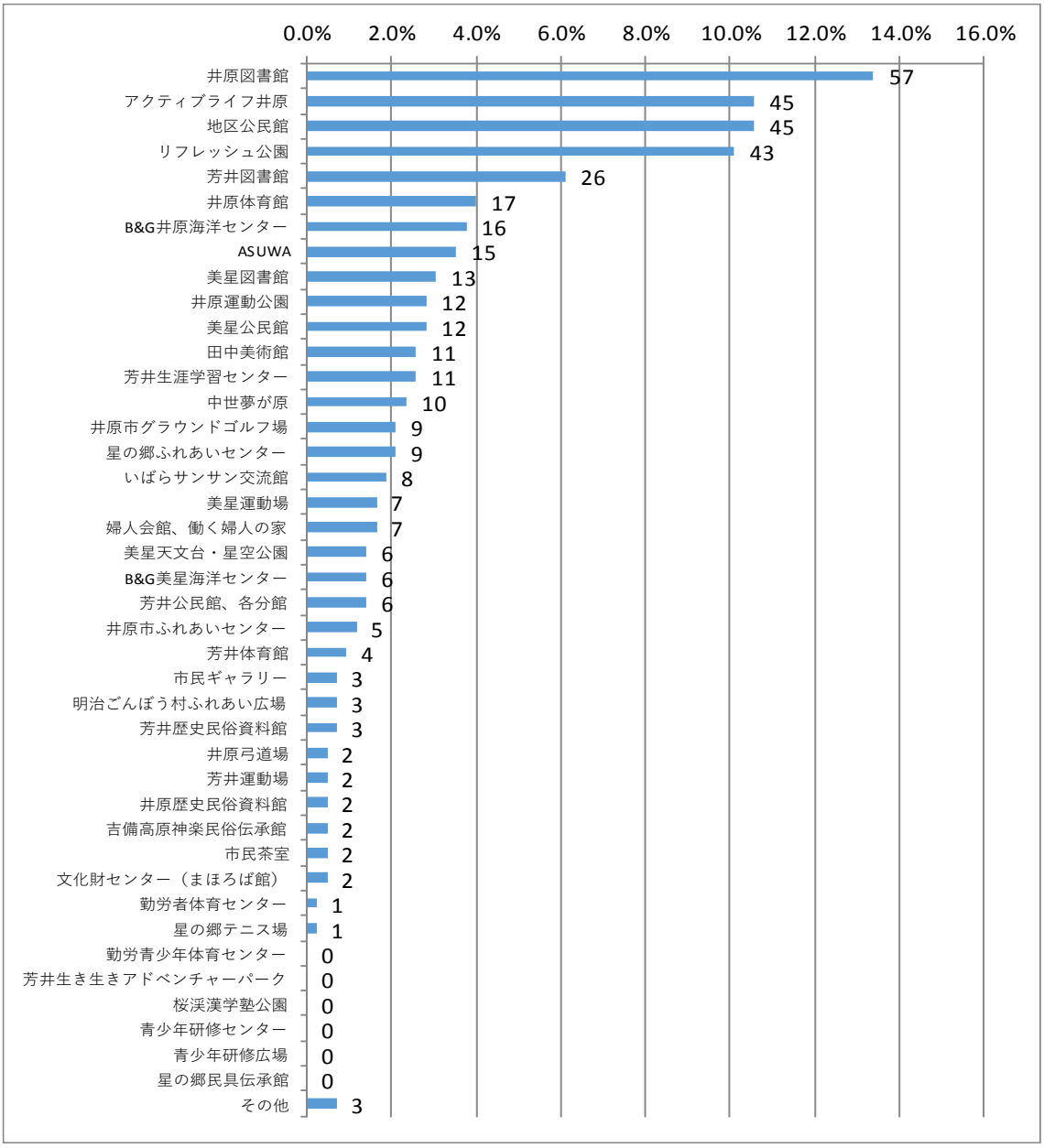

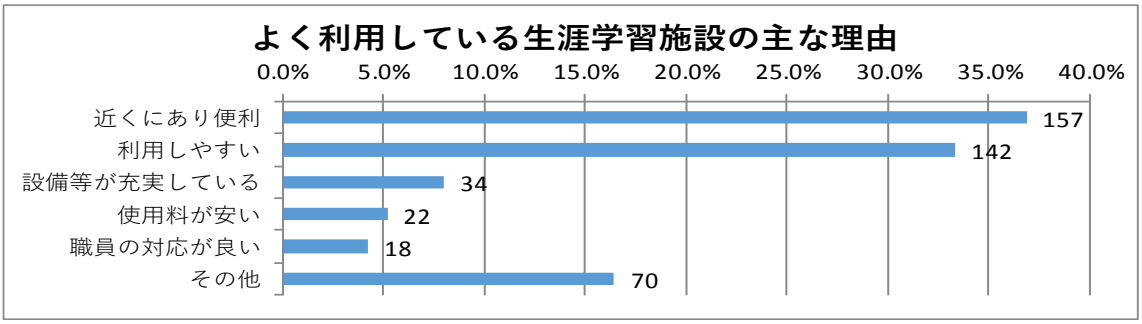

井原市スポーツ推進計画（第２期）

平成 30 年 3 月発行

井原市教育委員会事務局　スポーツ課

〒715-8601　岡山県井原市井原町 311 番地 1
（井原市役所４階）
TEL　(0866)62-9533
FAX　(0866)62-0332
E-mail　sports@city.ibara.lg.jp